

令和5年第3回湧別町議会

定例会会議録

## 令和5年第3回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和5年9月13日湧別町議会議場に招集された。

### 1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 2 不応招議員

なし。

### 3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 4 欠席議員

なし。

### 5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川渉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 西海谷巧、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、福

社課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、水産林務課水産林務グループ主幹 青山賢治、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 大口貢、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宍戸和幸、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館JRY館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

## 令和5年第3回湧別町議会定例会

### 議事日程（第1日）

令和5年9月13日

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告
日程第 5	発議第 3号		湧別町庁舎等集約化基本構想の賛否を問う住民投票条例の制定について
日程第 6	報告第 1号		健全化判断比率について
日程第 7	報告第 2号		資金不足比率について
日程第 8	報告第 3号		専決処分の報告について
日程第 9	報告第 4号		専決処分の報告について
日程第 10	認定第 1号		令和4年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 2号		令和4年度湧別町水道事業会計決算認定について
日程第 12			一般質問
日程第 13	議案第 1号		令和5年度湧別町一般会計補正予算
日程第 14	議案第 2号		令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 15	議案第 3号		湧別町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 4号		北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 17	同意第 1号		教育委員会委員の任命について
日程第 18	意見書案第 2号		国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 19	承認		閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告 ( 1 0 : 0 0 )

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和5年第3回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、小形君、10番、山本君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る9月8日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

(議会運営委員長結果報告)

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から9月14日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月14日までの2日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして報告4件、認定2件、条例1件、予算2件、人事1件、その他1件であります。

また、議会側といたしましては、発議1件、意見書案1件、承認1件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る8月18日の令和5年第4回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

8月29日、北竜町議会議員等10名が上湧別チューリップ公園の運営に係る行

政視察のため来庁され、これに議長が出席いたしております。

同日、北見市において網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会並びに研修会が開催され、これに産業文教常任委員長が出席いたしております。

8月30日、産業文教常任委員会が開催されました。

9月1日、第5回新庁舎建設に係る調査特別委員会が開催されました。

9月2日、上湧別リバーサイドゴルフ場においてふるさと交流ゴルフ大会及び懇親会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月4日、総務厚生常任委員会が開催されました。

9月5日、文化センターTOMにおいて湧別町敬老会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月6日、文化センターさざ波において湧別町敬老会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

9月7日、特別養護老人ホーム湧別オホーツク園において入所者の敬老会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

9月8日、特別養護老人ホーム湖水の杜において入所者の敬老会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

同日、議会運営委員会が開催されました。

本日、9月13日、議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これにて諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の町議会以降における行政上の諸課題についてご報告申し上げます。

まず、1点目ですが、ゆうゆう厚生クリニックの令和4年度運営状況についてであります。去る7月27日、JA北海道厚生連小川専務、南常務が来庁され、ゆうゆう厚生クリニックの令和4年度における運営状況についての報告がございました。令和4年度の当初計画では、総収益が6,330万4,000円、総費用といたしましては1億3,960万4,000円、収支差引き7,630万円の損失を見込んでいたところではありますが、最終決算といたしましては総収益が7,864万円、総費用といたしましては1億2,709万2,000円となり、収支差引きで4,845万2,000円の損失になったとの報告を受けたところであり、当初計画に比べ損失は圧縮されたものの、前年度と比べますと損失は1,273万5,000円の増額となっております。

その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えをはじめ、感染防止徹底によるインフルエンザ感染による受診者の減少、さらには発熱症状を訴える方については遠軽厚生病院の発熱外来を紹介するなどの状況が依然として続いたことが影響しており、インフルエンザワクチンの接種者も含めた令和4年度の来院患者延べ人数につきましては8,665人であり、前年度より947人の減少となっております。また、新型コロナウイルスワクチン接種の実績件数は5,260件であり、前年度から3,197件減少しております。ゆうゆう厚生クリニックといたしましては、令和5年5月8日からの新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、発熱症状を訴える方の外来受付を開始するなど、これまでの受診控えの状況から脱却し、より多くの外来患者を受け入れられるよう取組を強化してまいりたいとのことであります。なお、赤字補填分の4,845万2,000円につきましては、本定例会において予算の補正を提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、カナダ・ホワイトコート町公式訪問についてであります。ホワイトコート町とは、1991年に北海道と友好都市提携を結ぶカナダ・アルバータ州から国際交流の候補地として紹介されたことを機に交流が始まり、1998年5月にホワイトコート町にて、同年7月には当時の上湧別町にて正式に友好都市提携を結び、これまでに中高校生をはじめ多くの町民がお互いの町を訪れ、産業、教育、芸術文化及び生活習慣に対する理解を深め、町民同士の友情を育み、調印から本年で25年の節目を迎えております。しかしながら、ここ数年、新型コロナウイルスの影響により相互訪問がかなわず、交流事業が途絶え5年が経過し、関係者の交代など、これまで培ってきた関係が希薄になってしまうことへの懸念や国際交流事業の推進に対する認識を共有するため、去る8月19日から28日の日程で、友好都市・ホワイトコート町を公式訪問いたしました。

ホワイトコート町には、現地時間8月21日の夕方に到着いたしました。カナダ国内の大規模森林火災の発生に伴う対策本部が急遽設置されたため、残念ながらピッカード町長にはお会いすることができませんでした。

現地時間の8月22日の夕方、ランクトット副町長、スミル最高総務責任者及び議員各位を表敬訪問し、町議会開会前、ランクトット副町長から歓迎の挨拶を受け、私も議会議事堂において挨拶できる名誉ある機会をいただき、最高の歓迎の祝意が表されたと感じたところでございます。私から長年培ってきた友情への感謝、今後の国際交流事業の継続に加え、友好提携30周年に向けて町長及び議員各位の本町訪問について提案申し上げてきたところであります。町議会終了後には、ホストファミリーの皆さんも同席して夕食会が開催され、カナダ料理を囲みながら懇談し、懇親を深め、記念品の交換もいたしたところであ



ります。

このほか滞在しました5日間、複合施設ミラーセンターや友好交流公園及び公営事業などの視察、地域を代表する木材工場や製紙工場の場内見学をさせていただきました。教育現場の視察では、ヒルトップ・ハイスクール及びセントジョセフ・スクール校長との懇談を行い、独自の教育プログラムが成果を上げていることについて胸を張っている様子がうかがえました。さらに、ホワイトコート町が現在取り組んでいるまちづくり計画について担当部長から説明を受け、庁舎再編を含めた交流複合施設の建設、友好交流公園の整備、中心市街・ダウンタウンの活性化などは非常に興味深く、また企業が積極的に地域活動や地域の活性化に参画している様子は、本町の今後のまちづくりや私の行政運営にとりましても、とても参考になる内容でありました。

8月25日の午後、ホワイトコート町での全ての日程を終え、ホストファミリーとの再会を約束して、ホワイトコート町を離れ、日本時間の8月28日夕方、全ての行程を終え、本町に帰ってきたところでございます。

今回、5年ぶりにホワイトコート町を公式訪問できたことは、お互いが友好関係に対して共通認識を持つことができ、コロナウイルスによって止まった交流の時計の針が再び時を刻み始めたと実感してございます。今後におきましても、両町の友好関係が30年後、50年後を見詰め、国際交流の推進を通じて、国際感覚と国際理解を育み、さらなる友好と連携を深めてまいりたいと考えてございます。

3点目は、北海道関係工事の発注状況についてであります。

1、工事名、海岸保全施設整備事業東地区61工区、工事場所、東、請負金額1億7,435万円、請負業者、株式会社渡辺組、規模、海岸ブロック製作一式、工期、令和5年11月20日。

2、工事名、芭露川大規模特定河川工事（補正）（明許）外、工事場所、芭露、請負金額1億8,502万円、請負業者、松谷・飯島経常建設共同企業体、松谷建設株式会社（北見市）、株式会社飯島組（旭川市）、規模、芭露4号橋下部工2基でございます。工期、令和6年3月21日。

3、工事名、芭露漁港水産物供給基盤機能保全工事、工事場所、芭露（芭露漁港）、請負金額1億1,660万円、請負業者、株式会社早水組（網走市）・株式会社北英建設（札幌市）経常建設共同企業体、規模、3.5メートル航路しゅんせつ、面積1,280平方メートル、工期は令和6年3月21日であります。

4点目でございますが、町の関係工事の発注状況についてであります。

1、工事名、町道補修工事（開盛北道路改良）、工事場所、開盛、請負金額1,644万5,000円、請負業者、株式会社渡辺技研工業、規模、道路改良、延長80メートル、工期、令和5年12月20日。

2、工事名、芭露第2牧場道路舗装工事、工事場所、芭露、請負金額1,914万円、請負業者、遠軽舗道株式会社、規模、舗装工事、延長440メートル、工期、令和5年12月25日。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、発議第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 発議第3号 湧別町庁舎等集約化基本構想の賛否を問う住民投票条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

4番、村川君。

(4番提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

まず、この原案に反対の方の発言を許します。

5番、下田君。

○5番 まず、結論から言いますと、この住民投票条例の制定については反対です。

先ほど説明の中で袋小路に入った、身動きが取れないとか議員同士の不信感をあらわにすることもあるというような説明ありましたが、私はそうは感じておりません。事実、今も話し合いを議員同士でしていますし、これからも必要な討論は賛成の議員も反対の議員もしっかりと討論を続けていくべきだと思いますし、それは今も行われていると私は考えています。

私たちは、議員として町民の皆さんから大事な1票を預かって、この議会に立っているわけですから、皆さんの意向を少しでも町の行く末をよくするために、こうして意見を述べ合い、討論をし合いながら活動しているわけですから、これをまた町民にこの心配事を元に戻すと。心配事というのは語弊がありますがけれども、こういったことをしっかりと議論して、いい方向に持っていくための仕事をするのが私たち議員だと考えますので、住民投票条例は反対して、私たちはこれからも常に町民のほうを向かいながら議員同士討論を重ねながら、いい議会にしていければと考えています。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9 番、檜山君。

○9 番 今提案されております投票条例、これにつきましては基本条例の基本精神もありますし、町民は自治の主体であり、町政に参加することを基本としているものであります。

そのような中で、湧別町の重要な課題を今進めているところであり、住民の意思をはっきりさせるということも必要であるというふうに思いますので、これにつきまして賛成をいたします。

○議長 次に、原案に反対の方の発言を許します。

○全員 (なし)

○議長 なければ、次に原案に賛成の方の発言を許します。

3 番、加藤君。

○3 番 私は、名前入っていますので、賛成ということでお話ししたいと思えます。

今回、私初めて議会議員になりまして、いろいろこの庁舎問題について議論をしたところではありますが、なかなか熟議になっていないと思うのです。中湧別小学校が賛成だといういろいろお話を聞きますが、基本構想に対しての中小ということなのですが、面積が広い、それからこれからの工事に非常に、1枚の土地ですから、有効にできるというお話は聞いておりますが、どうも私の思う中小が賛成だという理由が明確になっていない。議会全体が熟議に至っていないと思うのです。もう少し議論をして、中小はいい、それからTOM周辺がいい、あるいはこの庁舎を使うのがいいという議論をもう少し活発にした中でこれを決めなければならないと思うのですが、なかなかそこまでに至っていないというふうに感じております。これを解消するには、やはり住民投票条例に従って住民の意見を聞くことが一番重要かなと思っております。

ほかの議員さん、どう思うか知りませんが、私議会議員は全て住民が議会議員に対して白紙委任しているとは思えません。ですから、住民の真意をこの機会に聞いて、どういう方向がいいのかということをお聞きしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで討論は終わります。

発議第3号の採決をいたします。

発議第3号 湧別町庁舎等集約化基本構想の賛否を問う住民投票条例の制定について採決いたします

この採決は、起立によって行います。

この発議第3号に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立の方は5名です。

したがって、賛成、反対が同数です。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決いたします。

本案については、否決と裁決いたします。

日程第6、報告第1号及び日程第7、報告第2号については、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号 健全化判断比率について。

報告第2号 資金不足比率について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第8、報告第3号及び日程第9、報告第4号については、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第3号 専決処分の報告について。

報告第4号 専決処分の報告について。

○議長 提案者の説明を求めます。

副町長。

(副町長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 今副町長のほうから説明ありました。

これ、過去にもいろいろこういうことが起きているということは事実で、町のほうも相当真剣に捉えながら職員に指導もしてきていることだと思います。今年、特に異常気象ということで大変暑い中での勤務ということもあったので、そんなことは許されることではないのですが、精神的なものもあったのか

なという気はいたします。

これ、物損で済んで、人身でなかったことが本当に幸いだというふうに思っていますので、今後ともその辺はしっかりとやっぱり注意しながらやっていただければと思います。

そこで、前の全員協議会で説明があったのですが、今回の賠償金の部分なのですが、これは保険で対応できるというような話だったと思うのですが、これは全額、10割ですから一方的にこっちが悪いということなのですが、これについては保険で対応できるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 村川議員のご質問にお答えします。

今回の案件、2件の賠償額につきましては、全て保険で対応、全額を予定しておりますということをご報告いたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 1 : 0 1 )

再 開 宣 告 ( 1 1 : 1 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、認定第1号及び日程第11、認定第2号については、関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 認定第1号 令和4年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 令和4年度湧別町水道事業会計決算認定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

会計管理者。

(会計管理者提案理由説明)

○議 長 水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議 長 お諮りします。

本案については、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託して、次期定例会までを期限とし、閉会中の継続

審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については議長、監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検閲検査権を付与の上、認定第1号及び認定第2号を一括これに付託して次期定例会までを期限とし、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 1 : 1 9 )

再 開 宣 告 ( 1 1 : 3 4 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の氏名の報告を求めます。

10番、山本君。

○10番 決算審査特別委員会において互選の結果、決算審査特別委員会委員長に山本委員、副委員長に高田委員が互選されましたので、ご報告いたします。

○議 長 ただいま委員長の報告のとおり、決算審査特別委員会委員長に山本議員、副委員長に高田議員と決定いたしました。よろしく願いいたします。

日程第12、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

8番、小形君。

○8番 私からは、中国の水産物輸入全面停止に係る影響について町長にお伺いしたいと思います。

日本政府は、福島第一原発処理水の海洋放出を決定して2年余り、8月24日、東京電力は処理水の海洋放出を開始しました。

中国は、放出が始まった直後に同日から日本の水産物輸入を全面的に停止すると発表し、香港、マカオ両政府も10都道府県に対し24日から水産物の輸入禁止措置を開始しました。

農林水産省によりますと、日本の水産物輸出額は22年度、中国向けが全体の22%を占める871億円と、国、地域別で1位、香港向けは同19%の755億円と2位であります。22年度、道内から海外に輸出された水産物加工品は、中国向け11万3,200トン、531億円、数量で78%、額で64%を占め、その中でもホタテが

447億円と84%を占め突出しております。道内からの輸出額が最も多いホタテは、水揚げの3分の1以上が中国向けの輸出となっております。中国は、7月から水産物を対象とした全面的な放射性検査を実施し、日本の輸出品が留め置きされる影響が広がっております。それでも、まだ冷凍状態なら検査に時間がかかっても輸出することができましたが、25日に中国は国内の商品業界の経営に日本の水産加工品の購入や使用、販売を禁止することも発表しました。

今現在、湧別町の基幹産業である漁業の80%の水揚げはホタテによるものです。今の漁業は、ホタテで成り立っていると言っても過言ではありません。これからどうなるのだろうかねと年配の漁業婦人に問いかけられましたが、水産業全体の今後の展望が見えてきません。今回の中国の措置は、ホタテ漁をなりわいとする者にとって、また水産業界全体にとって今後どのように事態が進むのか予測することができません。最悪の事態を考えたくないのに、考えないのかもしれない。

岸田首相は、水産業界を守り抜くため政府や東電がしっかりそれぞれの責任を果たしていきたくと述べ、国も水産支援策を打ち出しております。道内ホタテを中心に影響を受けている水産物の加工強化や新たな販路開拓などを支援し、中国からの脱却を図ることを目的としたものであります。

漁業経営者は、平静を装い、来年の外海採苗、放流の準備を進め、カキガイの手入れをし、秋サケの漁獲を気にかけている日々が続いております。漁業経営に不安な気持ちを払拭できないまま来年を迎えることになっていきます。来年以降のことは想像すらできない状態であることは私たちの心の中にすごく痛手でもあります。国、道、町も一体となってスピード感を持って漁業経営者の不安な気持ちを払拭させていただきたいと考えますので、刈田町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長 町長。

○町長 小形議員の中国の水産物輸入全面停止に係る影響についてのご質問にお答えしたいと存じます。

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に進めるためには、発電所敷地内のALPS処理水を処分することが不可欠であることから、令和3年4月、安全性の確保と風評対策の徹底を前提にALPS処理水を海洋放出する方針を決定し、先月8月24日の午後から海洋放出を開始いたしました。

ALPS処理水には、トリチウムと呼ばれる放射性物質が含まれておりますが、このトリチウムは日々自然界で発生しており、空気中の水蒸気、雨水、海水や水道水などはもちろん、私たちの体内にも含まれており、自然界には広く存在する放射性物質であります。ALPS処理水のトリチウム濃度は、国の定めた安全基準の40分の1、世界保健機構の飲料水基準の約7分の1に希釈して

から放出しており、国際的な安全基準には合致しておりますが、中国では日本のALPS処理水の海洋放出に伴い、原産地が日本の水産物の全面的な輸入停止の措置が取られております。

議員ご質問のとおり、北海道から輸出される水産物に占めるホタテの割合は大きく、また国別の輸出先でも中国が最多となっているため、今回の中国の輸入停止措置については湧別町を含む北海道のホタテ漁業及びホタテ加工業に非常に大きな影響が見込まれることから、現在国、北海道において様々な支援策が検討されているところでございます。

ホタテガイ漁業は、放流、育成管理、漁獲という一連の生産サイクルで、稚貝の放流と成貝の漁獲を繰り返す輪採制となっており、ホタテの輸出低迷により需要と供給のバランスが崩れたからといって直ちに漁獲量を調整するなど短期的にコントロールできるものではございません。このため、日本国内でのホタテの在庫量が限界とならないよう、国、北海道、町、漁協、関係団体、水産加工業者などが官民一体となって消費拡大に向けた取組が重要であることから、町といたしましても湧別産ホタテの積極的な消費に向け、町民の皆様をはじめ、様々な機会を通じて消費拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、具体的な町の支援策につきましては、今後国、北海道の支援策の詳細が示された後に漁協及び町内水産加工業者と協議の上、検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、小形議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 8番、小形君。

○8番 刈田町長は、湧別町の基幹産業である第1次産業を中心に30年、50年の行く末を見たまちづくりを考えておられると思います。

湧別町の長たる刈田町長の述べられた基幹産業である第1次産業に携わる者として今何をすべきかという答えがなかなか見えてこない状態で、取りあえず前の日のやったことを常に行い、日々成長するホタテに関して、やはり輪採のこともありますし、動いている、生きているホタテを扱う者としては常に手をかけなければならない状態であるというのは間違いないことであります。

国なども1,000億円程度の補助金等も用意されているようで、それらの活用も国、道、町なども携わって活用していただけるのかなという考えを持っておりますけれども、湧別漁組のホタテの加工場も建設が進み、来年3月から試験操業等が始まり、6月から本格的稼働するというこの矢先でもありますので、また中湧別地区にはホタテ加工場の建設等も進んでいることもあります。国、道一体となって、そのほか町も加わり、三位一体となって第1次産業の漁業と加工業者の関連企業を支えていただきたいと思いますので、もう一度ご答弁いただければと考えております。



○議 長 町長。

○町 長 小形議員の中国水産物輸入全面停止に係る影響について、再質問にお答えさせていただきます。

議員言われるとおり、現在中国の輸入停止によりまして中国輸出向けの製品が全て止まっているという状況でございます。北海道においてホタテの輸出については、全国の約8割が北海道から行っているというふうに聞いてございます。生産が8割あるというふうに聞いています。そのうち約3分の1が中国への輸出というふうに聞いてございます。それが今止まっているということでございます。国、北海道においても、今いろいろな支援策も検討されて、今回道議会においても提案されている部分がございます。なかなか詳細については、まだ具体的なことが分からない部分もあるのですが、現在漁協、また加工業者の方からいただいている情報によりますと、中国向けの一部が戻ってきているという部分があるのと、中国には出せないという部分でございます。ただ、現在においてはまだ冷凍庫の余裕があるので、それも含めて保管等々に係る部分については国で今支援があるのではないかとというようなことも聞いてございます。

実際の漁業のほうにおいては、今1日240トン生産を上げていまして、金額においてもそれほどまだ影響を受けているような状況ではないということで、漁協のほうもこういう状況を想定しながら、今年の春から300トン規模で生産を進めてきたということでもありますので、今年のホタテ漁業の生産についてはかなり水揚げをしているというような状況も聞いておりまして、現在のところ240トン規模で操業しておりまして、直接漁協のほうには影響が今のところは来ていないというふうには聞いておりますけれども、最終的には加工場が、冷凍庫がいっぱいになって物が動かないとなると当然影響が来ますので、短期的、中期的、長期的な対応をしていかなければならないだろうというふうに考えてございまして、国も今後の養殖というか、加工について労働力不足に対する機械化の問題だとか、そういう支援も将来に向けてしていきたいというのと、売り先についても中国依存ではなくて、ほかの国、または国内での消費に向けて取り組んでいきたいというような中期的な提案もあるようでございますので、またこの放流によって影響を受けた部分については、東電のほうからの補償もあるというようなことも聞いてございますので、そこら辺も含めて対応を進めていきたいと考えてございまして、いずれにしましても国内消費なりの部分を増やしていかなければなかなか難しい部分がありますので、国内消費に向けて漁協とまた関係団体とも協議しながら、それらの対応を取っていききたいと思っておりますし、短期的な部分については今後においても国、道の制度を見ながら進めていきたいと思っておりますし、町としての何かしらの取組もしていかなければなら

いと考えてございますので、これらの問題については湧別漁協とも十分協議をしながら今後進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 町長も説明されておりましたけれども、支援策等は短期的なものと長期的なものがあるかなと考えておりますけれども、販路拡大や消費拡大はこれからの課題であり、そう簡単に消費を拡大したり、今まで行っていた行き先を別なところに向けるといふ拡大もまた大変。また、それに関して加工することの機械等の補助等も考えられている国等の説明も少しございましたけれども、長期の問題であれ、すぐ解決することはなかなか困難である状況ではないかなと考えております。

町としても、国と道とが一体になって、今後とも経過を見守りながら漁業加工業者との支援のこれからを見守っていただきたいと考えますので、もう一言だけお願いしたいと思ひます。

○議 長 町長。

○町 長 中国の水産物の輸入全面停止に伴うホタテの消費の問題でございます。

基本的には、3分の1のホタテが全道的に余っているというような状況になってございますので、国内的にも消費、やっぱり拡大していかなければ、なかなか対応できない問題だと思ひます。短期的といふか長期的に、今後この先中長期的にどうしていくのだといふことをやっぱり考えながら、それぞれの施策を打っていかなければならないのだろうといふふうに考えてございます。

そういうことで、湧別ホタテのPRをするのも当然でございますし、日本の国民の皆様も中国の輸出停止によりまして、今本町で行っておりますふるさと納税においても、昨年同時期に比べますと今10倍伸びてございまして、昨年自体がどれだけあったのかといふ部分もありますけれども、総体的には10倍伸びまして今300万円以上の、この短期間ですけれども、25日以降においての申込みの中で今10倍に伸びてきておりますので、これらも含めてもっとホタテの消費拡大に向けてのPRをどんどんしていきたいと思ひますし、いろいろ今後漁協さんとも協議をしながら消費拡大のPRも含めて対応していきたいといふふうに考えてございます。それらについては、今後またその方向性が出た場合には議会にご相談させていただきますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 8番、小形君の質問が終わりました。

次に、1番、関野君。

○1 番 私は、刈田町長に対しまして、2点について質問いたします。ぜ

ひ前向きな答弁を期待しております。それでは、行きます。

まず、1点目でございますけれども、お題目は湧別産ホタテガイ購入券事業の実施についてです。刈田町長におかれましては、令和5年度町政執行方針において、漁業については近年主力の外海ホタテガイが好調で、今後ともつくり育てる漁業の連携と推進と漁業生産の安定確保に向けて湧別漁業協同組合、JFですね、連携を図り、漁業振興策の推進をしてまいりますと述べております。しかし、昨今の報道のとおり、東京電力の原発から排出される処理水について、IAEA、国際原子力機関から人と環境に対する影響は無視できる程度と包括報告書が公表されているにもかかわらず、中国と日本との間での政治問題化し、海産物が輸入全面禁止となって、湧別産のホタテガイも行き場を失っています。漁業従事者におかれましては、毎年湧別町民全世帯にホタテガイを無償で配付していただいております。今度は、湧別町が消費拡大に向け、先頭を切って漁業者を応援すべくホタテガイ購入券、1世帯5,000円、約4,000世帯、総額で約2,000万円でございます。これ、国と道に先駆けて湧別町単独で実施していただきたいと考えるが、刈田町長の湧別漁業への思いを述べていただきたい。スピード感を持って実施していただきたい。まして今です。湧別町単独で実施するところに意義があると思うが、ぜひ実現していただきたい。

次、2点目でございます。レバンガ北海道関野剛平選手後援会組織の立上げについて。私は、別に関野剛平選手とは親戚関係は全くございません。私は芭露の関野で、この人は登栄床の関野さんでございます。

平成29年、2017年12月開会の第4回定例会において、小形議員が当時の町長、石田昭広さんにレバンガ北海道の関野剛平選手について一般質問を行っております。湧別町として、町民の皆さんとともに積極的に関わりたいが、何ができるのか前向きに検討したいと答弁しております。その後、関野選手は東京のチームに転籍されておりますが、サンロッカーズ渋谷ですね。今度5期ぶりに北海道のチームに戻られております。

関野剛平湧別後援会の結成など、行政として後押しを願いたいですが、その結成に向けた若い刈田町長の忌憚のない考えを述べていただきたい。地元の登栄床自治会長もぜひ応援したい、またご両親もありがたい話とっております。速やかにタイムリーに行動力のある刈田町長が先頭になって、試合会場に湧別の大漁旗がたなびく姿が私は目に浮かびます。ぜひ後援会組織の立上げに私も一生懸命努力しますので、先頭になってのご協力をお願いしたい。

以上でございます。

以上2点、質問を終わります。

○議 長 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告（11：58）

再 開 宣 告 ( 1 3 : 0 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、関野君への答弁から開始いたします。

町長。

○町 長 関野議員の1点目の湧別産ホタテガイ購入券事業の実施についてのご質問にお答えいたします。

政府が東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に進めるため、8月24日午後から開始したALPS処理水の海洋放出により、中国では原産地が日本の水産物の全面的な輸入停止の措置が取られました。このことにつきましては、その影響を含め、先ほどの小形議員の一般質問でもお答えしたとおりでございます。

議員ご質問のとおり、中国向けとなっていた湧別産を含む北海道のホタテが既に日本国内において在庫として滞留が発生しており、在庫となったホタテの保管料などの新たな経費の発生や取引価格の下落が危惧されており、このままでは生産者をはじめ水産加工業者の方々への影響は大きく、さらに深刻化することが考えられます。

町といたしましても、ふるさと納税の返礼品を通じて湧別産ホタテを応援していただくなど、消費拡大などの対策に努めてまいりたいと考えており、今後国、北海道の支援策が示されましたら、漁協及び町内水産加工業者と協議の上、スピード感を持って支援策を実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のレバンガ北海道関野剛平選手後援会組織の立上げについてのご質問にお答えいたします。議員もご承知のことと思いますが、関野剛平さんは本町登栄床出身で、日本プロバスケットボールリーグ1部で札幌市に本拠地を置くレバンガ北海道の選手として平成29年2月にプロデビューされ、3シーズンプレーした後、さらなる活躍の場を求めてサンロッカーズ渋谷へ移籍、そして本年6月に5シーズンぶりに古巣レバンガ北海道へ戻り、自身初のキャプテンに就任されております。

本町のこれまでの取組といたしましては、平成30年4月に当時の石田町長が札幌市で開催された試合の応援に駆けつけ、激励するなどしておりましたが、令和元年にサンロッカーズ渋谷へ移籍後は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、表立った応援活動ができていない状況が続いておりました。

後援会の結成に向けて行政として後押し願いたいとのことですが、町が旗振り役になるよりは、町民の皆様の盛り上がりの中から結成されることが望ましい姿だろうと思っておりますので、そうした声があれば何らかのお手伝いをし

てまいりたいと考えてございます。

コロナ前の日常が戻りつつある中、今回の移籍を機に私もぜひ応援に駆けつきたいと考えておりますし、何よりも町民の皆さんの応援が関野選手のプレーの原動力になると思いますので、湧別町から熱い思いを送って届けていただけるようよろしくお願いいたします。

関野選手のますますのご活躍をご期待し、答弁といたします。

以上、関野議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長 1番、関野君。

○1番 町長から温かいご回答ありがとうございます。

ホタテガイについてでございますけれども、9月12日、昨日ですが、北海道議会では第3回の定例会が開催されております。そして、道水産物の需要喚起などで販売促進の費用として395億6,300万円を一応一般会計補正予算で提出されておりますけれども、まだ今審議中でございます。鈴木知事もJR札幌駅の構内にある北海道のアンテナショップ、そこで道産ホタテを食べて応援していると、こんな感じでやってございます。

そして、今湧別町、他の地域に先駆けてスピーディーにやるのがよろしいかと思えます。そして、町民も応援します。そして、湧別町の基金状況を言いますと、令和4年度末の基金状況でございます。これは、町の広報6月号でございますけれども、特定目的の基金がふるさと創生基金で5億1,500万円、ふるさと応援基金7,771万円でございます。今使わないでどうするのですか。積立てするだけが基金でないと私は思っております。使って初めて生きた基金になると思えますが、いかがですか。

そして、2番目につきましては、町長の答えを待ってから質問します。いいですか。

○議長 町長。

○町長 1点目の湧別産ホタテガイの購入券の事業の実施という部分でございます。

先ほど小形議員の質問にもお答えしたとおり、現在国、道においてもいろいろな支援策について検討されてございます。北海道においても、昨日の道議会開会に当たって、ホタテの消費拡大等については8,800億円と私記憶しておるのですけれども、そのぐらいが予算計上されておると思えます。

全体的に見まして、先ほども言いましたとおり中長期で行うものと短期で行うものということで、湧別漁協においては他の先駆けとして労働力不足による今加工場の整備でロボットの導入も進めてございまして、今まさに国が言っている人出不足に対するそういう加工場の整備という部分もあって、本町においては来年4月から使えるというような状況になってきてございますので、その

分においても中期的な部分で玉冷ホタテの保管等々も実施していけるのだというふうに考えているところでございます。

関野議員ご提案のホタテ購入券については、短期的な今年に係る部分の支援だというふうに考えてございます。その部分につきまして、なかなかその実施に向けて、ホタテの販売というのが行われているところが非常に少ない部分もございますし、今一番困っていらっしゃるのやっぱり水産加工場の問題でございまして。現在町のほうで調査した部分においては、直接中国に輸出している加工業者さんは1社でございましてけれども、それ以外に漁業他社を経由して輸出されている方もいらっしゃるようございまして、現在3分の1の中国へ行っている輸出品が国内に出回ると、その国内での消費も低迷してくるだろうということが今非常に大きく不安に思っているところでございます。

今まで生玉等々で国外に輸出している方が、中国へ輸出している部分が国内に出回ると過剰になるという部分もありますので、それも含めてやっぱり消費拡大を行っていきたいと思っておりますし、今町内、道内、道外も含めてどのようなものができるかという部分も含めて今検討させていただいておりますし、漁協さん等も含めて検討しているところでございます。

2点目にありましたレバンガ北海道においても、今レバンガ北海道のほうともいろいろな話の中で試合前に湧別産ホタテの消費拡大のPRを取り入れることも可能なのではないかなというような情報も入ってきてございますので、そういうものも含めながら消費拡大に向けての対応をしていきたいというふうに考えてございます。

また、短期的な部分については、冷凍ホタテでございまして、期間的には時間的な余裕もありますので、そこら辺も見ながら今後検討した中で議員の皆様とまた協議をさせていただきたいと考えてございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 1番、関野君。

○1番 ホタテの関係は理解しました。ぜひレバンガ北海道の試合あれば、そのときに湧別産を持って行って食べてもらう、そういう消費拡大運動、協力をぜひお願いしたいと思っております。

続いて、2番目でございますけれども、レバンガ北海道の関野君でございますけれども、このことにつきましては令和4年12月開会の第4回定例会において高田議員が中学校部活の地域移行への対処はという形で示されてございます。だんだん教育現場の改革で先生方が部活はなかなかできないという部分がありますので、そういう部活の指導なんかも地域移行ということを考えられているようございましてけれども、今湧別からプロのバスケットボールの選手が出たということで、すごく子供たち期待してございます。そして、現に湧別町

内にもミニバスケットチームもございます。それと、上湧別中学校にもバスケットチームがあるようでございます。そして、湧別高校につきましても男子も女子もあるようでございます。今度、例えばオフシーズンになってくると、来たときにバスケットの関野選手に来てもらって講師してもらおうとか教えてもらおうとか、そういう活躍がこれから先見えていくような気がします。

そして、関野剛平選手も将来はホタテ漁師になるのだということをお父さんが言っておりましたので、今28歳ですけれども、バスケットの選手の寿命というのはそう長くはございません。恐らく40も45もやれるようなスポーツではありませんので、恐らく五、六年の間には帰ってきて、ホタテ漁師をやりたいという希望を持っているようですので、それで関野選手の両親も船の名前がホウリョウ丸というのです。関野漁業部と書いてありましたね、家行ったら。

そんなことで、ぜひこれから、湧別町登栄床出身でございます。そして、サロマ湖3町では、常呂はカーリングやっています。そして、佐呂間はプロ野球選手です。そして、湧別町はプロバスケットボール選手。こういう3町で何か巡り合わせかなと思っておりますので、そういうことを考えながら、ぜひ今後関野選手に応援したいと思えますし、私たちも後援会組織立上げに一生懸命努力しますので、そのときには町長、ひとつよろしくお願いします。どうですか。

○議 長 町長。

○町 長 レバンガ北海道関野剛平選手の後援会でございます。

現在レバンガ北海道のキャプテンとして今年から活躍されてございます。私も関野剛平選手、小学校3年生でミニバス始めたときから知っている仲でございますので、今の活躍、本当に楽しみにしているところでございます。そういうこともございまして、プロでございますので、それぞれの所属チームとの当然契約がありますので、そこら辺を確認しながら、オフシーズンにおいてそういうバスケット教室だとかそういう部分に来ていただけるかどうかというのは確認を取らないとならないと思えますけれども、今まさに先発で出場されて活躍されておりますので、ぜひ町内においてもそのような後援会組織の立上げの機運がある場合については町としても全面的に協力していきたいと思えますし、機会があればぜひ試合にも行って激励をしたいというように考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 今町長から非常に前向きなお答えもらいましたので、私も張り切って後援会組織頑張りますので、そのときはまたよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議 長 1番、関野君の質問が終わりました。

次に、4番、村川君。

○ 4 番 それでは、1点目の一般質問の趣旨説明をいたします。

役場職員の地域活性化につながる副業制度の確立について。地方公務員法では、許可なく会社を営んだり報酬を得たりすることを原則として禁止しておりますが、ただし地域に根づく伝統行事やイベントの手伝いなど、地域活性化につながる職員の活動は例外的に認められています。総務省の調査では、全国の地方公務員の副業許可件数は2018年度に4万1,669件となっております。和歌山県有田市のミカン収穫、青森県弘前市のリンゴ作業、山形県東根市のサクランボ収穫などに役場職員が従事しており、職員の副業を奨励する自治体が増加しています。これを実施している自治体では、依頼者側の人手不足の解消というメリットのほかに、職員にとっては人脈が広がる、地域への貢献が実感できるという声が大きくあり、ひいては行政業務の推進にも役立つのではないかと考えます。農業や漁業などの第1次産業を基幹とする本町においても、先駆け的自治体の実施状況を早急に調べて、本町にふさわしい許可基準を定めて実施していくべきと考えますが、町長の考え方と制度の取組についてお伺いをいたします。

2点目についての説明をいたします。東山浄水場の改修について。東山浄水場は、昭和57年に建設され約41年が経過いたし、老朽化が激しく、維持費が5,000万円前後かかっております。この改修には、国の補助金がなく、全国の自治体が国に対し補助要請をしている現状であります。今のところめどが立たない状況にあります。一部高機能力アップのための補助金制度はあるようですが、このような対応では住民生活、産業の方々が安心して暮らせる環境にないと考えます。前の町長は、東山浄水場の老朽化が激しいので、建設を考えなければならぬと言っておりました。当時の建設費用は、40億円くらいかかるとのことで、補助制度がなく大変であると言っていたことがあります。総合計画には、17億円程度の予算を立てていますが、実際現在の単価でどのくらいかかるのかお示しいただきたいと思っております。ご答弁をよろしく申し上げます。

3点目の趣旨説明をいたします。中国への輸出停止によるホタテ加工業者の被害対策について。今回福島原子力発電所における海洋放出が8月24日から始まりました。このことにより、輸出先である中国は日本の食品、特に北海道の特産であるホタテが輸出停止になり、湧別町の大半の業者が大変な状況になっています。現在町内の加工業者は12業者で、その従業員は381名おります。漁業者も大変ですが、ホタテの買受人は製品を作っても販売できない現状にあり、今後の中国の動向で最悪の状況になるだろうと推察できます。このことで従業員の生活にも大きな影響が出てくるのではないかと考えられます。また、加工業者の販路が途絶えると、漁業者の販売価格が不安定となり、生産者、加工業者の両方が経営困難に陥ります。そのため、国は約1,000億円の補助予算をつけ



ていますが、まだ補助内容が見えていません。今後道も検討しているようですが、国のほうは販売促進に力を入れPRをしております。業者が安売りをした製品には補助はしないということです。加工業者が販売する製品に町がキロ単価に対し補助をすることにより販売しやすくなると考えられますので、関係団体、業者とも十分協議し、進めてはどうかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員、1点目の役場職員の地域活性化につながる副業制度の確立についてのご質問にお答えいたします。

役場職員の副業については、地方公務員法で原則禁止されておりますが、町長の許可を得れば可能となっております。ただし、法には具体的な基準が明記されていないため、平成29年に兵庫県神戸市が全国初の副業解禁の許可基準をつくっております。

本町職員の副業、兼職の許可につきましては、湧別町役場庶務規程及び湧別町職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づき、職員の職務遂行に著しい支障がないことなどを条件に決定しており、消防団に加入している者が20名、北海道新聞の通信員が1名、民間事業所で事務に従事している者が1名おります。また、副業、兼職が禁止されていない会計年度任用職員の中にホタテ稚貝の放流作業など漁業の繁忙期にお手伝いに行っている者も複数名おります。

道内の取組状況を調べたところ、令和元年、鹿部町を皮切りに、様似町、浜中町、深川市などが職員の副業解禁に向けた明確な基準をつくり、運用を開始しております。それぞれ地域が抱えている状況によって、副業の対象とする業務に違いがありまして、深刻化する農業、漁業の人手不足解消のため1次産業の分野に限定しているところもあれば、加えてスポーツ少年団の指導、有償ボランティア活動などを認めているところもあります。

本町におきましても、第1次産業の人手不足は深刻な状況であると聞いておりますので、関係する産業団体ともしっかり協議をする必要があると思っております。また、職員にとっても地元産業への理解や地域とのつながりが深まるなど、プラスになる面が多いと思っておりますが、副業が本業の業務に支障が出ないように、あくまでも役場の職務が基本であることを念頭に置きながら、先行自治体の事例も参考に1次産業以外にも少年団の指導など地域が必要としている業務を対象とするなど、本町に見合ったルールづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の東山浄水場の改修についてのご質問にお答えいたします。東山浄水場につきましては、昭和57年9月から建設が始まり、昭和59年11月に竣工いたしました。総事業費は12億8,939万7,000円で、取水施設、導入管、東山

浄水場、それに配水池などの整備を行い、建設よりおよそ40年が経過するものであります。第3期湧別町総合計画においても機械設備、電気設備の改修を計画しており、事業費には13億3,000万円を計上しているところでございます。

議員ご質問の東山浄水場の建設を現在の単価で建て替えた場合の費用につきましては、おおよそ44億円を見込んでおりますが、現在の国の補助制度にある高機能化を図る場合ですと約8億円の補助金があるところであります。公営企業会計事業である水道施設の整備に係る費用につきましては、皆様からいただく水道料金で賄うことが原則でありますので、施設更新などの大型事業を実施する場合は水道料金の見直しの検討は必要となってくるものであります。整備費用を抑えるため、国からの補助事業の活用も検討しておりますが、補助項目が少なく、補助率も低いことから、他の自治体においても施設の建て替えや配水管の老朽化対策について苦慮している状況であり、国に対して支援制度の拡充、強化を要望しているところであります。町としては、できるだけ水道料金の上昇を抑えるべく最大限の努力を行っているところであり、浄水場を含む水道施設の更新時期についてはしっかりと検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の中国への輸出停止によるホタテ加工業者の被害対策についてのご質問にお答えいたします。中国の水産物輸入全面停止に係る影響につきましては、先ほども小形議員、そして関野議員の一般質問でもお答えをしたとおりであります。道内から輸出額が最も多いホタテは水揚げの3分の1以上が中国向けで、輸出額のおよそ8割がオホーツク産であることから、輸入の停止により国内に在庫が滞留することで破格の下落と、その在庫を保管する経費も重くのしかかってくることとなります。このことから、村川議員ご指摘のとおり、生産者はもとより、特に玉冷などの冷凍ホタテを扱う水産加工業者への影響は大きく、地域経済への影響も懸念されております。いずれにいたしましても、先ほどもお答えしたとおりであります。湧別産ホタテの消費拡大への取組に努めるとともに、その実態の把握に努め、今後国や北海道から示される支援策を含め、町として何が一番必要とする支援なのかをしっかりと見極め、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、村川議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 4番、村川君。

○4番 1点目について、答弁をいただきました。

全体的に町のほうも前向きで検討してくるということですので、よろしいのですが、まず職員が副業するためにいろんな職種に自由に選択できる、そして副業しやすい要件を第一番に考えてつくっていくべきだというふうに思います

ので、それらも含めてしっかりつくっていただきたいと思いますし、またこのことによって職員が副業する、今一番大事な子育て中の職員については少しでも家計の手助けになるのではないかというふうにも思っておりますので、ぜひとも副業しやすい内容で精査して規則をつくっていただきたいというふうに思います。

○議 長 町長。

○町 長 地域活性化につながる副業制度の確立についてでございます。

地域に必要とされる人材の確保という部分でございます。本町に見合ったルール化をしていきたいということで答弁させていただいてございます。職務が基本でありますので、あくまでも副業としてであります。あまり選択肢を多くするのはどうかという部分もございまして、逆に産業団体から何名欲しいのだと言われても出せない部分もやっぱりあるのかと思っておりますので、そこら辺は需要と供給のバランスもありますでしょうし、副業でありますので、そこら辺につきましては十分制度を吟味しながら進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 それでは、2点目について質問させていただきます。

町長から説明をいただきました。この水道というのは、住民の一番貴重な大事なインフラ事業でございますので、今町の一般会計から今回も3,700万円ほどの赤字の補填がされているわけですが、本来町長が言われたように企業会計ですので、歳入歳出でやっぱり合わなければならないことが原則でございます。しかしながら、今住民においてはこれだけいろんな社会情勢の変化によって、相当な物価高になってきているということでございますので、これらを十分踏まえた中で考えていただきたいと思っておりますし、今の現状のままの水道の供給というのはいつまでこのままの形で続いていくのか。総合計画にも検討しているということもありますが、実際にこの44億円かかるということになりますと、それ相当の財源が必要になってくるということも考えられますので、やはり住民が本当に困ってからやるのでは駄目なので、住民が本当に困らないうちにこういう事業をきちっとして、しっかりした環境整備をすべきだというふうに思いますので、いつ頃まで現状の維持ができるのか。やるとすれば、いつ頃にこの建設計画を立てていくのかということがもし考えられておられるのであればご答弁をいただきたいと思っております。

○議 長 町長。

○町 長 東山浄水場の改修についてのご質問でございます。

先ほど答弁したとおり、昭和59年に竣工してございますので、40年経過する施設でございます。水道施設につきましては、下水道、道路、電気と同じよう

にライフラインでございますので、止めるわけにはいかないということで、現在企業会計の中で実施しておるところでございます。これらも含めて、今事業計画の中で延命措置を図りながら改修工事を取り入れながら、止まらないような形で進めてございますし、水道管においても老朽化した部分については取り替えるなどの対策を取ってきているところでございますので、現在のところいつ新築するかという部分については、現在改修をしながら延命化を図って、それらの改修というか、新築整備についての補助事業の整備を今全道で水道事業の関連団体に我々も加入してございますので、そういう部分も含めて国のほうに要請をしてございまして、これらについては全国的な問題でありまして、当時昭和50年代に大体水道の整備が進められてきたというような部分もあって、どこの町も今そういう状況になってきているところでもありますので、改修を進めながら延命化を図っていくというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 町長の考え方、よく分かりました。

今回監査報告の中でも意見書の中に、やはり一般会計が相当膨らんできているということから、財源の引締めを図っていくべきだろうというような意見も出されてございます。それに合わせて、今の水道事業の建て替えの問題も監査報告書に意見書としてついてはいますが、これらを十分踏まえて、やっぱり財源の確保等も踏まえて、早くからそういう計画を立てる必要があるだろうというふうに思いますので、急にやって、何か住民に支障があっても困りますので、それらを含めて早期にそういう計画を持って検討していただきたいと思っておりますし、当面町長もなかなか水道料金を上げるというのは大変なことだというような答弁でした。本当にそのとおりで、当面はやっぱり住民が安心して暮らせる安全なまちづくりということで町の基本理念でございますので、それらを十分重視して住民生活に問題のないように進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員の再質問にお答えさせていただきます。

水道事業であります。水道料金の見直しについては、行政改革推進委員会からも出ておりますし、それらも含めて適正な水道料金に見直すべきではないかという強いご意見もあって、見直しに向けて検討もしておったのですが、この新型コロナウイルス感染症の影響とウクライナによる物価高等々も含めて、本年は水道料金の基本料金を4か月減免させていただいたという状況もありまして、水道料金を上げる状況にはないということで現状のまま経過してきておりますけれども、基本的には企業会計でありますので、歳入歳出合うよう

に料金を上げていかなければならないというのは基本であるというふうに思っています。それらも含めて、何とか町民の負担増をいただかないような形でできるように現在のところ頑張っていますけれども、なかなかこれもいつまで続くかというのもございますし、維持をしていくにおいてもお金がかかってきているという状況もありますので、そこらも含めて世の中の状況も含めて見ながら考えていきたいと思えます。

それと、監査から出ております一般会計総体の事業費、予算の関係でございます。確かに新型コロナウイルス感染症が広まってから、国等々からの交付金等々も含めて、現在町の予算100億円を超えている状況でございます。現在うちの基本的な予算が幾らなのかということをやっぱり十分見直した中で6年度予算に向けては考えていかなければ、いつまでも100億円の規模の町ではないということは我々も十分認識しておりますので、歳入に合った支出を考えていかなければ、将来に向けて負担を残すということになりますので、それらも十分考えながら今後の町財政の運営をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 それでは、3点目の質問に入ります。

これは、小形議員、それから関野議員にも答弁しておりますので、大体の考え方というのは分かりました。今本当に加工業者が、これは12社がありますけれども、たまたま大きな業者1社が中国に出していないというようなことで、本当に運がよかったというか、そういう1社でも助かっているというような、ただ全般的に言うと価格の変動は多分出てくるだろうと。これは、もうみんなやっぱりそれに対しての影響が出てくるのでないかというふうにも考えられますので、次がどのような内容で補助をするのか。道のこともありますし、それを、町長、先ほどから見据えた中で、町としての一番よりよい対応をしていくということでございます。関野議員もやるのなら率先してやるべきだという強い意見もありましたけれども、本当に緊急に加工業者は困るということですので、十分その関係業者、関係団体とも相談しながら、なかなか国、道の方向が見えない中で、町がこうしたい、ああしたいと言っても難しいものも確かにあると思うのですが、湧別町としてやれる範囲のことをやっぱり早急に打ち出していく必要があるかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 町長。

○町 長 ホタテの加工業者に対する被害の状況でございます。

先ほど来答弁させていただいております。国と北海道の支援、さらには東京電力による補償もございますので、風評被害とか今回のALPS水の放流に

よって出た被害については補償するという部分もございますので、そこら辺も十分見ながらやっぱり進めていかなければならないですし、短期的については今下がった部分をどうするのだ。補償のない部分だとか、その消費拡大に向けて必要な部分については町で支援しなければならぬものは当然支援していかないとしないと考えておりますので、そこら辺は漁協とも十分協議をしながら加工組合等も含めて協議していきたいというふうに考えてございますので、時間を置かない中で早急にしていかなければならないと思っておりますし、ただ現在のところまだ冷凍庫のほうの余裕はあるというようなことも聞いておりますし、そこら辺も含めて一番適切な対応ができるようなことを進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 以上をもって一般質問を終了します。

日程第13、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和5年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

2番、高田君。

○2番 8ページ、2款の1目、その他一般管理に要する経費、委託料、新庁舎建設等基本計画策定業務委託料に関してでございますが、このことにつきまして疑問点を質問させていただきます。

これは、議会内に設置をされました新庁舎に係る調査特別委員会における庁舎等集約化基本構想案について特別委員会を設けまして議論を重ねてまいりました。その結果、6月13日開会の第4回の委員会によりまして意見を取りまとめた結果としまして、文化センターTOMと周辺町有地を活用すべきとの決定を見たところでございます。6月20日開会の6月定例議会に報告を申し上げたところであります。その後、広報ゆうべつ7月号に町長の考え、思いが掲載されましたが、その紙面を見るに特別委員会での決定事項について一字一句触れられていないのは全く理解ができません。なぜ特別委員会の決定事項を尊重していただけないのか大変不満であり、不信感を覚えるところであります。これは、二元代表制としての議会を無視するものであり、委員会を軽視すると考えております。このようなことが続くようであれば、今後の湧別町の町政史上において大きな禍根を残しかねない問題であります。ここは、いま一度立ち止まってリセットすることを考えていただきたいと思うところであります。

本日の新庁舎建設等基本計画策定業務の補正予算については、考え方にもともと乖離が大きく生じておりますので、まだ時期尚早であると考えまして、それゆえに削除を求めたいという考えでございます。

以上でございます。

○議 長 町長。

○町 長 ただいま高田議員より一般会計8ページ、新庁舎等基本計画策定業務委託料に係るご質問だというふうに受け止めております。

この部分につきましては、議員協議会、またほかの議会、また先日の特別委員会でもいろいろ説明をさせていただいております。この部分については、新庁舎の集約化等に係る部分ということで、昨年3月にその集約化に係る是非についての検討をいただくために委員会設置条例を制定いただいて、その委員会を設置し、その中で検討いただくと。今年1月に答申をいただいた中で、基本的には庁舎の集約化を進めるべきだと。そして、場所については町の中心である中湧別地区に整備が必要だろうという答申をいただいた中で、町としてその方向に沿って中湧別のどこに庁舎を整備することが適当だろうというようなことを検討して判断いたしました結果、中湧別小学校跡地に整備が必要だろうということは、今年に入りましていろいろな機会を通じてご説明をさせていただいたところでございます。

今議員言われたとおり、特別委員会が設置されまして、その中で検討されたというのは我々も了解しておりますけれども、特別委員会の6月の報告というのは議長への報告というふうに我々は受け取ってございまして、その中で特別委員会の中間報告として報告がされたという部分については我々も理解してございますけれども、その中においても今後集約化に向けて進めていく中においても、その集約化の新しい庁舎を整備する場合、または改修する場合においてもそれに係る財源については令和6年度までに実施設計をしなければ、それらの財源の活用ができないということはもう常々ご説明をさせていただいているところでございまして、それを進めていくためには、今回基本計画の予算を上げさせていただいて、それに向けて議論していかなければならない時期に来ているということでございます。

最終的に整備する、しないについては、またいろいろな形の中で議論をされていくのだというふうに我々も思っておりますけれども、基本的には町の基本構想の中でこれを進めさせていただきたいというようなことで今回ご提案をさせていただいております。まだ具体的な中身、規模ですとか、どのような機能を持つかという部分についての説明を構想の段階でしかまだ説明されておりませんので、そこら辺も含めて、先ほど資料にもありましてとおり、検討委員会においても検討いただくというようなことも含めて、中湧別小学校跡地に

庁舎を整備した場合の内容、その他部分も含めた中で今回新たな部分の集約化に向けた取組についての検討をいただきたいというようなことで今回予算を計上させていただいた中身でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 2番、高田君。

○2 番 これに関しましては、まだまだ不透明な部分が数多くあるような感じを思います。

やっぱり物事をやみくもに進めていくのもそれぞれの考え方ですから、いいか悪いかは判断はできません。でも、やはりある程度はいろんな意見がありますので、やっぱり慎重に物事も考えて、町長の政治生命にも関わるようなことも生じる可能性もありますので、少しでも慎重な思いを持って今後とも進めていってほしいということで考えております。

いろんな意見ございますので、そこを慎重に踏まえながら、今後どのようにしたほうが問題起きないかということも踏まえて物事を進めていっていただきたいと考えております。そのことについて、よろしくお願いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 新庁舎等基本計画の策定業務、現在委託料として提案させていただいてございます。

これらの部分につきましては、ただいま高田議員言われるとおり、これが決定ではありませんし、これを今回提案させていただいて、基本計画に基づいて町としてどういうものと考えていくのだと、町民としてどういうものが欲しいのだということも十分議論しながら進めていくということになると思います。当然これらの部分については、私が町長になったのは一昨年11月でございまして、昨年3月にこれらの集約化に向けての検討を進めなければ、最終的な財源のリミットというのがどうしてもあるものでございますから、その中で急いだというわけでもないですが、その中で去年4月から進めさせていただいたという内容でございまして、町としては自治基本条例に基づく、基本に基づいて、それぞれの形の中でいろいろな情報も提供させていただいておりますし、町民からのいろいろな検討もしていただいたということで、その手続については十分果たしてきているというふうに考えて、今回予算を提案させていただいているところでございます。また、基本計画ができた段階でその内容についていろいろな異議があったり課題が出てくるということであれば、当然またそれに対していろいろ説明をしていかなければならないなというふうに考えてございますので、段階的にいろいろな部分でいろいろな町民の方のご意見をいただきながら庁舎の集約化に向けて進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。



○ 9 番 私も同じく予算書 8 ページ、新庁舎建設等基本計画策定業務委託料についてお聞きをいたします。少し観点を変えましてお聞きをいたします。

今回の補正予算が可決ということになれば、基本計画の発注になると思いますが、この前段で TOM 改修について誤った説明がされてきており、誤った説明がなかったら結論は大きく変わった可能性もあるわけでありまして。さらに、町民から成る検討委員会や町民説明会でも誤った説明をしてきました。町長の 7 月号広報でも、この誤りについて町民の皆様は何の説明もなく誤ったままで進んできているという状況であります。基本計画等を進めるに当たって、このままでよいのか、その辺についてお伺いをいたします。

○ 議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 4 : 1 1 )

再 開 宣 告 ( 1 4 : 2 0 )

○ 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○ 町 長 檜山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

その前に確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、検討委員会におけるその説明の中で TOM の改修を行う場合の説明が間違った説明をされたということなのか、それともう一つ、特別委員会の中で渡り廊下を設置した場合に TOM の改修の機能を改善するということになるという説明をした部分なのかでございます。

特別委員会については、渡り廊下については、その渡り廊下の設置だけでは TOM の改修には当たらないということは後ほど訂正をさせていただいたというふうに私も聞いてございます。

検討委員会の中で TOM を改修した場合については、当然大ホールの機能の耐震の改修が必要だということはそのとおりだというふうに考えてございますので、検討委員会の中で何を間違った説明をしたというふうにとられているのか、私も当時その場に出ておりませんでしたので、何を指してのことなのか理解ができないので、改めて教えていただければなと思ってございますし、またそれによって TOM が集約化の庁舎だったのでないかという部分については、当然検討委員会からのいただいた部分も含めて、TOM 周辺というのは当然意見としてはあったわけでございますので、それを最終的に私どものほうで中湧別小学校として整備することが一番ベストだろうというふうに判断したわけでございますので、TOM を改修する、しないでその場所が変わったという内容ではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○ 議 長 9 番、檜山君。

○ 9 番 どの段階の説明が誤っていたのかというような話が町長からもあ

りましたが、これにつきましては私どもも検討委員会、あるいは町民説明会にそれぞれ出ておりますし、特別委員会でもいろいろ質問をさせていただいております。

そういうような中で、TOMの改修が伴うということになると、大きなお金での改修が必要なのです。それがその当時では39億円というようなことで私も記憶していますが、それらが必要になってくるというようなことで、検討委員会の段階においてもそれであれば新築のほうが安上がりになるというようなことで、TOMを先に削除したといたしますか、対象から除かれたというような経過もあるわけです。これらは、同僚議員がいろいろな方面への確認を図り、調査をして、この誤りが分かったというような流れでありまして、その後その特別委員会での中身、TOMへつなぐことでどうなのだというところの訂正などはファクスで届いたというような内容であります。

私は、このような流れの中で、町民等に十分といたしますか、全く説明がされていない、そういうようなことの住民をないがしろにするような進め方については、これは改めていただきたいというふうに思いますので、お聞きをいたします。

○議 長 副町長。

○副町長 檜山議員のご質問にお答えしたいと思います。

住民説明会、最初は町民の方による検討委員会、その中で町側として資料を提供して検討していただきました。その中で、あくまでも今庁舎に分かれている職員を集約化するということが前提にあって議論していただいておりますし、資料もそうなっております。その中で、全くの新築をするかという部分と、というよりも既存の施設を利用した場合の比較という中身のほうが主でありまして、そのときにTOMを使った場合という、TOMの周辺ということもありましたし、TOMを使ってもいいのではないかという中で、一部会議室、新たな庁舎を造るのではなくて、既存のTOMを改修した上で保健業務だとか、そういった部分の機能を持たすこともできるよねというような中身の中では、それをやると既存施設を大きく改修しなければいけないという経費がかかるという説明を、そういうことが建築業者と、法律上建築基準法上必要になるということが我々も分かりましたので、そういった情報を提供したというところであります。

したがいまして、根底となるTOMの改修という部分が役場庁舎の機能の、どこまで使えるかどうかは別にして、何らかの機能をそちらに求めることによって経費を削減できるだろうという前提から進んでいる中身でありますので、改修する時点で大きな金がかかってしまうというものは最低条件。その後、議論の中で、例えば渡り廊下でつなげた場合でもそうなるのかというようなこと

が何かあったようです、私も直接いなかったですけども。そのときには、担当としてはそうなるといった、何かお答えをしたようです。それを後ほど間違っていたということで訂正をさせていただいたということでありますので、検討委員会とか、町側が検討した中身ではそういった、何もいじらないのにTOMは経費がかかるとか、そもそもそういった前提でなかったということで、実際檜山議員がそういうふうに解釈しているということは説明が足りなかったのかもしれないけれども、それによって今の町の考え方が違ったということではないということだけは申し上げておきたいというところでございます。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 私が知り得ている範疇では、町民説明会4か所で行っておりますが、このときの説明でも、そのTOMの改修で多額のお金がかかるというようなことで話されてきているという内容で、町民の方はそういう理解をしているというところであります。それを今どうのこうの言っても、もう決まらないでしょうけれども、今後の進め方として、やはりしっかりと町民に説明をしていく、そういうようなないがしろにしないというようなことをまずはやってもらいたいと思っています。

それで、次に進みますが、基本計画策定する業者の関係についてお聞きをします。基本構想は、検討委員会の結果を作成した業者に連絡しながら、町とともに作成したというような説明を受けておりますが、設計の専門業者がTOMの改修について、軽微な改修の場合についてはホールの天井の改修は必要がないというようなことも分からないでは、専門業者としての適正を欠くのではないかというふうに思っているところです。今回の基本計画作成の指名からこれらの業者は除くべきでないかというふうに考えますので、お聞きをいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 私は、検討委員会とか町民説明会でも説明させていただいておる当事者でありますので、私が答えるのが一番いいのかなと思います。

それで、やはり私の言葉が少し足りなかった部分があったのかなというふうな思いはありますけれども、あくまでも私どもの中ではTOMについては改修をしなければ庁舎として使えないということは、要するに形を変えないと、構造を変えないと庁舎としては使えないという頭の中で進んでおりますので、そうしますとTOMの大ホールにつきましては天井が高いので、ほかの部分に触った場合についてはどうしてもTOMを改修しなければならないと。今の建築基準法では改修をしなければならないという説明をしてきたつもりでありますので、まずご理解をいただきたいと思います。

業者のほうについても、私どもはちゃんと説明を受けて聞いておりますので、そういうことが分かっていない業者ではないというふうに思っておりますの

で、これから次回の入札については業者決めてまいりますけれども、その中で最終的に選考委員会の中では決めてまいります、そういった理由でその業者を外すという気持ちはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 最後にもう一点お聞きをいたします。

このたびの庁舎の基本計画と併せ、庁舎の位置を定める条例を提出すべきという話をさせていただいておりましたが、今回は難しいという話でありました。予算資料の庁舎のスケジュール等を見ますと、6年6月に基本設計となりますが、庁舎の位置の条例はいつ頃議会に提出する考えなのかお聞きをいたします。

○議 長 町長。

○町 長 庁舎の位置等々の変更に係る条例の変更の部分でございます。

基本的には明確な部分というのは定まっておりますけれども、基本的な場所と位置が決まっていない中でそれを示すというのはなかなか難しいものがあるというふうに考えてございますので、早くても基本設計なり実施設計が発注、またはできた後にその時期を見て提案をさせていただくということになっていくと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 資料の1ページに事業の目的がございますが、その中に町民や議会などの意見を聞きながら基本計画を策定するという内容になっておりますが、具体的にどのような手法で意見を聞くのでしょうか。特別委員会あるいは住民説明会、検討委員会といろいろな手法がございますが、具体的にどうするのかお聞きしたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。

具体的に町民に対してどういった説明をしていくのかというお話かと思っておりますけれども、基本構想と同じような、町民基本条例ありますから、それに沿った形の中で進めていくということでありますので、これまでどおり町民説明会、それからここに書いてありますとおり検討委員会も今までの検討委員さんの検討委員会につきましては1月に答申を受けた段階で一度終わっておりますので、また新たな形で委嘱をして進めてまいりたいというふうに思っておりますし、議会のほうへも随時時期を見ながらしっかりと説明させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 今の説明で十分に意見を聞くということなのですが、もう一つ先ほど檜山議員からも質問ありましたが、条例改正の時期ですね。先ほど町長の

説明では、基本設計あるいは実施設計が策定された段階でということなのですが、このスケジュール表を見ますと、実施設計は令和7年度の最高11月ですよ。そこまで条例の改正を引っ張っていかなければならないのか。私は、この骨格となる地方自治法第4条第3項の規定に基づく議決はもう少し早めにすべきというふうに考えております。私の意見としては、これ以上この庁舎問題で大きく揺れ動くというのは、お互いに議会も行政も決していることではないのかなというふうに考えておりますので、あえてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長 町長。

○町 長 集約に係る庁舎の位置、事務所の位置でございます。それらの条例の制定に向けましては、それらの時期を見ながら進めていきたいというふうに考えてございます。その内容等々についても、この問題が長く問題となるのは我々としてもよしとするものではございませんので、その時期等々を見極めながらその条例の提案については進めていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 それぞれの意見の考え方、町長の答弁を聞いているのですが、まず基本計画をここに提案してくるということは、これは基本計画の設計予算を上げるということは、何やるにしたって道のほうのいろんな補助、いろんな申請をするのに場所が決まらないのにそれが進むのかというのが第一番で、まずは位置はここでやると。そのための基本計画だ、基本設計だよということになれば、住所変更条例は様子を見てから、状況を見てからということは全くおかしな話で、前からも言っているように、それは計画を立てなかったら前に進まないのだと言うけれども、これはもう中湧別庁舎に対しての基本計画なのであって、ほかのことを議論する何物もないと思うのです。こんなことをやっている、悪い話だけれども、ロシアと同じで先に既得権みたいな感じで進めるようなふうにはしか見えないのです、私らは。

そして、先ほど高田議員からも意見がありましたけれども、特別委員会の意見は議長に出したもので、私に出したものでないというような言い方だったと思うのですが、これは議長は当然特別委員会からこういうふうに決定いたしました。議長から町長へ提出してくださいということのはずなのです。だから、責任は議会としての決定事項なのだから、それはもう重視しなければならないものだ、私はそう思っておるのですけれども、まず加藤議員もみんな心配しているように、いつまでもどうのこうのではなく、率直にここでやるための基本計画だと、基本予算だよということをはっきり言って、そうしたらもう必然的に住所変更は含まれているという形になっていかないと、こんなに予算だけ使

って、いやいや、またおかしくなったから予算の組替えしますよと、新しく予算を組みますよなんていう話ではないわけですよ。やっぱり監査委員からの指摘もあるように、だてに町民の貴重な財源を使うということに今は実際にならないわけですし、大きな事業が次にもまた控えているわけなのです。だから、これはまず今回はもう一回精査して、もう一回内容の伴う予算の提出をすべきではないかというように考えますが、いかがですか。

○議 長 町長。

○町 長 新庁舎建設と基本計画策定事業の委託に係る予算の説明に当たってのご質問でございます。

議員言われるとおり、今回この基本構想に基づいて基本計画の策定業務を委託するわけでありますので、現在町が考えている中湧別小学校跡地に新庁舎を建てた場合の基本計画ということでありますので、それらを造った場合の規模またはその機能、または建設計画に係る整備の状況ですとか、それに係る概算事業費等々の精査を行うための計画でありますので、それに基づいて今回進めさせていただきたいという状況でございます。現在この計画で進めていかなければ、本町が持っている合併推進債を使う権利というものが消滅してしまう可能性が高いということでありますので、それに基づいて進めていきたいということであります。

だから、先ほど加藤議員にも言ったとおり、この計画においても検討委員会の検討をいただくとともに、町民説明会もパブリックコメントも実施しながら、その計画がいいのか悪いのか、もう一度立ち止まって考え直すべきではないかという意見が当然出てくるかもしれません。そこら辺については、この計画の段階において十分議論をいただいて、最終的に決めていかなければならないということで、最終的な基本設計、実施設計に行くときには、まだまだ膨大なお金がかかるという部分も含めて、さらには施設整備に行くとなると、まだまだお金もかかるという部分がありますので、そこら辺をこの計画の中で十分議論いただいて進めさせていただきたいということでありますので、場所と基本的なものについては集約化を行って、中湧別小学校跡地と中湧別小学校を活用した場合、どのような新庁舎の基本計画ができるかということをご委託していきたいということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、その場所の部分についての条例化については、まだ基本的な部分が決まっていない中で、なかなか今までの事例の中で出すことはないということでありますので、あくまでも北海道が言っております合併推進債を使う場合においても実施設計を発注した場合において初めてそれが認可されるということでありますので、その時点が最終的に建設するという前提になるのだろうという部分がありますので、そこら辺を念頭に考えていきたいというふうに考えてい

るところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 我々の考え方が間違っているのかもしれないけれども、まず特別委員会でされた決定事項はやっぱり重く捉えるべきだというふうに、ここに議長もおりますので、重く捉えるのが、これ議会の立場からいうと当然行政はそれを重視しなければならない立場にあるというふうに私は思っております。

この住所変更、これが実施計画になっていく状況になってからというのは、町長、補助事業の予算だけは上がっているけれども、これからソーラーパネルをやる、いろんなものが大きく費用が出てくるのです。だから、それらは誰も住民は知らないわけです、そういうことは。ただ庁舎を建てる、それだけの金額しか考えていないのです。でも、我々はそれらを含めてどのぐらいかかって、町の実際の持ち出しはどれだけになるのだということが、今回の監査委員の指摘にもありますように、一般会計が大きく変わるようなことでは困るというのが私ら住民の代表である議員なのです。これがあるから、みんな真剣に真剣に考え、いろんな情報を得ながら進んできているのです。

ですから、今もう一回振り返って位置を決めて基本計画を予算づけするのであれば、それはそれで私はいいと思うのです。でも、位置が、住所変更が伴わないところにお金ばかり投資してというようなことは、これは住民にそんなこと、これだけ5,000万円も費用かかりましたよ、いや、何かもめて話が違ってくるから、今度場所を変更しますよ。また基本計画、お金を何千万円もかけますよ。そういうことにはならないでしょう、これ。基本的には、順序はあるかもしれない。でも、順序は誰が決めるのでもない、町長が決めるわけでしょう。北海道がこうしなさい、ああしなさいと言うわけではないと思うのです。特に今ヒアリング等、いろんなことがこれから始まってくるということになると、当然場所が決定していなければ、その方向が出てこないわけでしょう。だから、今本当に大変な状況にあります。私どもも行政側にしても大変なことはあると思うのですが、そこをやっぱりしっかり一步一步進めるという意味で、もう少し幅広く住民に説明をする、また我々特別委員会も今解散しているわけではありますので、これに沿って、また十分本当に納得いくような形で協議していくことが、町長としても本当にやりやすくなるのではないかというふうに思ひます。

それと、先ほどのTOMの誤りの問題、檜山議員からも出ていましたけれども、実質これは総務課長からも説明あって、住民説明会に私らは全部出席していますので、その中でやはりTOMを改装するということになれば、2階の大広間の天井等をいじったりして、相当な費用がかかるという説明でした。けれども、私はもうTOMは会計監査も終わり、相当年数たっているわけです。

今までのいじった経過、いろいろ見ていますけれども、そんな難しいことがないはずだということで、はっきり申し上げて私が道の建設課に確認を取りました。道は、こんなのは各自治体が知っているはずですよ。これは、セキという課長補佐が、私も図面から何から全部送れということで送りましたけれども、それで建設課長、大変だろうけれども、これは我々も仕事なので、道のほうからもよく説明をしておきますと、そういうことでした。いじる規定はいろいろあって、その規定をクリアすればどうにでもなりますよと。特に渡り廊下つけてやることについては、規定はあるけれども、何も問題ありませんということが道の建設課の回答で、多分建設課長のところにそのことが説明されたというふうに思っていますので、ということは間違いなのか勘違いなのか、そういうことが起きたときは、やっぱり速やかに検討委員会の委員さん方、それから住民にした説明、そして特別委員会でも町がこうやって真剣になって議論してきたということもありますので、やっぱりそこらでしっかりと報告をして理解を求め、そして進めるべきだったのではないかと。それが怠ったために、今の現状のような議論が続いている結果だと思しますので、それらについての考え方。

それと、今位置条例の関係なのですが、位置条例と併せてこの予算化するために、再度十分な検討、審議した上で予算の提案の再提出を求めたいと思います。

○議 長 町長。

○町 長 今の質問でございます。

基本的には、基本計画については町の庁舎等集約基本構想に基づいて基本計画を進めていくということでありますので、現在町で進めている、集約する場所については、その中湧別小学校跡地を活用した整備を進めていくための基本計画でありますので、その辺はご理解いただきたいと思ひますし、位置条例というのはあくまでもまだ基本計画の段階で出すものではないというふうに我々は考えてございますので、しかるべき時期にそれらの提案をさせていただきたいということは先ほど来から加藤議員にも同じこととお話しさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、その説明会、検討委員会、特別委員会における説明でございますけれども、少しごっちゃにしないで整理していきたいと思ひますけれども、検討委員会で言っている部分については、あくまでもTOMを庁舎にした場合、不足して足りない部分については増築しないとならないという部分で、その中身を完全に変えた中で足りない部分を足しましょうというような案で検討したら、やっぱり建築基準に引っかかるので改修する場合については大ホールの改修も必要になってくるというような説明を受けたことから説明をさせていただきます。



その後、特別委員会で出ております渡り廊下については、うちの職員、間違った説明をさせていただいたというのは、後ほど訂正をさせていただいたというような部分でございますけれども、検討委員会でありますので、その部分の訂正については議会のほうにお願いしたと聞いてございますので、その部分がファクスで送られたということで、直接職員が訂正に歩かなかったというのは、その部分を指摘されれば当然お謝りしないとならぬというふうには考えてございますけれども、うその説明ではなくて、基本的には渡り廊下、もともと話している部分については、TOMに庁舎を造った場合という話で進んでいる部分でありますので、その場合については大規模な改修、当然図書館から何からを改修した中で、どういふふうに庁舎としての機能を持たせるのだということの検討を行っている部分でありますので、その中でいくと大規模な改修が必要になるというふうな説明はさせていただいておりますし、渡り廊下と検討委員会で説明したというのは全く別な部分だというふうに私も聞いてございますので、渡り廊下についてはTOM本体の改修に当たらないですから、当然TOMの改修はないというのは私も分かっている部分でありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

当然これだけ大きな事業を行うわけにありますので、いろいろな考え方、思いがあるだろうということは今までも説明させていただいております。この中で町として昨年からの検討委員会からの答申等々も含めながら、いろいろ経過をもって説明をさせてきていただいておりますけれども、なかなか一本化と言ったら変ですけれども、100%賛成というのは、これは基本的にはないというふうには思っておりますけれども、ご理解をいただけない部分もありますけれども、基本的にこれを進める段階において、今止まるわけにはいかないという部分はあります。新法で合併したのは北海道で湧別町だけでございますので、その権利を今無駄にすることなく、大きな事業に係る財源を確保していかなければ、今後の町政執行においても後々禍根を残すことになるのだらうということで、私の責任の中で今昨年の3月からですか、条例提案から含めて進めさせていただいている部分でありますので、そこら辺を含めながら今事業を進めさせていただいておりますし、この基本計画が策定している段階においても、まだまだ町民の皆様、検討委員会として町民の方に入らせていただきますし、町民説明会、パブリックコメントも含めていろいろな説明をさせていただいて、理解を得ていきたいというふうに考えてございますので、その中で進めていくという内容でございます。基本的には、もう合併して14年、間もなく迎えます。そして、今回検討委員会で言われたとおり、もうそろそろ集約化をして一本化にして事務の効率化、または町民サービスをしていくべきではないかというご意見もございますので、この財源を使える中においてやっぱり進めていかなけ

れば、私の現在行政を預かる身としての責務を果たさなければならないというふうにご考えてございますので、今回基本計画策定の予算案を提案させていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうにご考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 4番、村川君。

○4番 今町長の思いというのは本当に大変なものだということは理解します。

町長の今答弁の中でちょっと違っていることは、実質私がTOMの部分で質問した経過なのですが、私は全体を使うという質問で、特別委員会ですけれども、一部会議室を活用するというので、やることによって経費がかからないだろうということを質問したときに、いや、一部でも使うことによって、天井、それこそ全部改装しなければならないというのが説明であったわけなのです。だから、何も私が今質問していることについては、檜山議員もそうなのですが、みんな質問していることは間違っていないのです。言ったことは、そういうことがあったので確認を取ったわけですから。そこだけは、町長、間違わないでいただきたいというふうに思います。

こんなの、どこまで議論しても、町長の思いがそういうことなので、最後にやはり町長がこの思いを本当に通すのであれば、やっぱり先ほどから私が言っているように無駄金を投げないように、位置も含めてしっかり予算の提出、再度整理した中での予算の提出を最後をお願いしておきたいと思っております。

○議長 長 町長。

○町長 特別委員会の話の中で出た改修と、使ったらという言葉の行き違いという部分、うちの職員としては改修するという前提で話を聞いていた部分があるかと思っておりますけれども、ただ現状の施設、会議室を使っただけでは別に改修ではないので、使う部分についてはそれらに大きな経費がかかるということはないと思っておりますけれども、それらを含めて大きく躯体をいじらないとかからないということは、後から訂正させていただいた部分なのかなと私は思っておりますので、その部分はお互い言葉の行き違いなのか、思いが大きく壁から何からを替えて何かに使うという部分に捉えたのかというのものもあるのですけれども、その場に私もいないものですからあれですけれども、基本的にはただ会議室を利用する、事務所を利用するという部分だけ、物事を替えなければ大きなお金はかからないというのは今の建築基準法上では決まっておりますので、その辺で言葉が足りない部分がありましたら訂正させていただいて、謝りたいというふうにご考えてございます。

基本的には、先ほど言いましたとおり、今回の新庁舎建設等基本計画に係る予算の提案につきましては、町としてこれを現在今進めていきたいという考え

でございますので、これらについてはこのまま提案させていただきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「位置はどうなんですか。それであれば、これは通したいというのであれば、位置は早急にやるのかやらないのか……」の声あり)

○町長 先ほどから言っているとおり、現状の段階ではまだ建てるとも建てないとも決まっていない部分でありまして、基本計画で、先ほど言われたとおりソーラーパネルがどうのこうのとか、ZEBがどうのとかと、それは構想の中でこういうものを整備していくことによって、電気料が化石燃料の電気を使わなくてもいいとか、自然のエネルギーを使えるとかという構想を出してございますので、それが実際に可能なかどうかということも含めて基本計画の中で調査をしていただくということでありまして、そういうことも含めての基本計画でありますので、基本計画でその事務所の位置を定める条例を提案することは、現状の中では考えていないということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、動議」の声あり)

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 議題となっております一般会計補正予算(第5号)に対する修正動議を提出いたします。

修正の内容につきましては、歳出予算は2款1項総務管理費に係る補正予算1,705万円を削減するための所要の修正をするものであります。

○議長 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 5 : 0 4 )

再 開 宣 告 ( 1 5 : 0 6 )

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま檜山議員の動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

議案第1号 令和5年度湧別町一般会計補正予算について、檜山議員外3名からお手元に配付のとおり修正の動議が提出されました。

よって、これを本案と併せて議題とし、修正案について提出者の説明を求めます。

9番、檜山君。

○9番 修正動議の説明を申し上げます。

1ページです。議案第1号令和5年度湧別町一般会計補正予算に対する修正動議です。

この動議を、地方自治法第115条の3及び湧別町議会会議規則第17条の規定に

より別紙修正案を添えて提出するものです。

令和5年9月13日。

発議者、議会議員、檜山洋一、高田映二、加藤政弘、村川勝彦。

修正案は、先ほど申し上げたとおり、歳出予算、2款1項総務管理費の新庁舎建設等基本計画策定業務委託料に係る補正予算1,705万円を削除いたしたく、所要の修正をするものです。

修正案を説明いたします。2ページ、令和5年度湧別町一般会計補正予算(第5号)。

第1条、追加額3億7,582万円を3億5,877万円に、総額108億2,066万円を108億361万円に改めるものです。

歳入につきましては、20款繰越金、補正額3億6,209万7,000円を3億4,504万7,000円に改め、歳入合計の補正額は3億7,582万円を3億5,877万円に改めるものです。

歳出につきましては、2款総務費の補正額3億733万4,000円を2億9,028万4,000円に、1項総務管理費の補正額3億361万4,000円を2億8,656万4,000円に改め、歳出合計の補正額は3億7,582万円を3億5,877万円に改めるものです。

次に、提案理由を申し上げます。このたびの補正予算の修正は、新庁舎建設等基本計画策定業務委託料の削減を求めるものであります。町の基本構想について、議会では新庁舎建設に係る調査特別委員会を設置し、調査、討論を経て意見の集約を図り、議会広報でも示されたように文化センターTOMとTOM周辺町有地を活用すべきとの結論であります。これは、教育委員会はさざ波に配置し、既存保健センターを活用した上でTOM北側駐車場にコンパクトに庁舎を建設し、廊下でTOMとつなぐ考えです。町の7月号広報に町長の庁舎への考えが掲載され、これからのまちづくりを中湧別を中心としたまちづくりを提唱しており、町長の基本姿勢は私どもも同じであります。しかしながら、9月1日の特別委員会に町長に出席をいただき、議論をいたしました。これまでの主張を一步も踏み出すこともなく、歩み寄りの姿勢もなく終了いたしました。私ども、これまで多くの町民の皆さんと話をさせていただいております。町民の多くの方は町民説明会でも反対の方向でありましたし、これらが多い状況と認識をしております。これからしても、町民理解が十分でなく、また特別委員会の決定を無視し、さらに基本設計の予算計上を控えるべく申し上げてきましたが、このたびの予算計上は議会軽視でもあり、予算修正動議を提出した次第であります。

庁舎については、何よりも町民に十分な説明をした上で臨んでいくことだというふうに存じるものであります。これらの理由により、修正案を提出するもので、ご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 これより質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

(「確認しますが、修正案でなくて原案に賛成の方ですね」の声あり)

○議 長 原案です。

7番、脇坂君。

○7 番 今まで町長に対して、今原案というのですか、補正の予算が出されてきました。

その中で質疑ということですので、反対する人たちの意見が相当出た。私も賛成者としての意見は、町長に対して何も言うことはないわけですから、質疑はないということで今まで言わなかったわけですがけれども、討論ですから、お互いに賛成、反対に対して討論の意見を言わせていただきたいと思いますとおります。

基本的にこの基本構想、これは考えた頭の中ですつくれたものですから、これここで具体的に予算をつけて出発するということが今やっとできたのかなと思っております。

集約化、去年、それから10年過ぎた頃から、今この修正案を出している議員さんの中からも、なぜ集約化しないのだということ非常に町長に質疑されている意見もありましたけれども、それらを考えると、やはり集約化は少しでも進めなければならないということは間違いない。そしてまた、この庁舎2つの問題は、合併したときから、やはり湧別庁舎はなくすという方向性でしょうか。どちらにしても耐震化はしないで、上湧別庁舎を改装してやるのか、また新しく建ててやるのかということ動いてきたのではないかと思います。

そんな中で、合併推進債は国から40%出してもらえる。本当に私ども一事業主とか一般の町民にとっても、住宅を建てる時や工場を建てる時に40%も出してもらえる、こんなにありがたい話はない。そしてまた、この分は町民負担しなくてもいいわけですから、町民にとってもどれだけありがたいか私は分かるのではないかとこのように考えております。

どちらにしても、町長の何か説明が足りないとか不透明なことがあるとか、なかなかまだ反対の人たちから出されておりますけれども、本当に私どものほうからしますと、前半はちょっと足りなかったのかなというところもありましたけれども、やはりこの期に来ては町の広報、議会の広報、そして我々の全員協議会、そして特別委員会などに来ていただいて説明して、何かありませんか

と、何でも質疑あれば、言っていただければ、それにお答えしますよということ。ただ、基本はやはり我々考えているとおり、このままこの基本構想を進めて、新しい庁舎を中湧別に建てるといふ、このことについてはもう変わりはないわけです。ですから、このことをよいか悪いかということを進める、そのことが大事かなと思っているところです。

私ども、先ほど議員の中からも非常に町民から反対の意見が多いというようないい方をされますけれども、私どものほうとしては賛成して、早くこの庁舎を中湧別に建ててほしいという人の意見も多数聞いているわけです。ですから、反対の人たちが聞いているのは反対としか考えのない人に聞いているかもしれませんが、私らも賛成という人にしか聞いていないかもしれませんが、意見というものはそういうようにいろいろな意見があることは間違いない。だから、私ども議員としてもしっかりと、我々議員がこの議場に出てこれるのは、後ろに何百人という支援者がいてここへ来て、この町の最高決定機関の議会という中でいろいろなことを決めてほしいということを送り出されてきているわけですから、我々もしっかりそのことについては議論して決めていきたい。基本的に100人が100人全部同じ考えになることはないということは分かりますので、やはりこの議会の中の決まり事というのですか、しっかり議論して、決まり事である過半数とか4分の3の数によって決めなくてはいけない、決めていくことしかないのではないかというふうに感じております。

この後、私も、賛成の者もそうかもしれませんが、粛々とこの基本計画、これにのっかって進めていきたいというように考えています。

私のほうから賛成意見申し上げました。

○議長 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

4番、村川君。

○4番 今脇坂議員のほうから当然賛成に対しての意見を述べられたわけなのですが、本当に脇坂議員がどれだけの住民と話し合いをしてきたのか。その点をはっきりと聞いておきたい。

それと、こんなことを私は言いたくはなかったのですが、まず今、先ほど高田議員からも出たように二元代表制の逸脱でないか。というのは、公平性でいなければならない議長をはじめ、一部の議員が基本構想に反対している議員に説得に歩くということとはとんでもない、民主主義からして反していることだと思う。特に議長は議長の規則というのがあって、一切公平でなければならない、そういう立場にあるわけなのですが、私は何回も申し上げたように、そういうことをするのでなくて、何回でも会議を開きながら納得のいくまでみんなと話し合うべきだということをお願いしたので、1件1件、一議員、一人一人に歩いて説得すれということは、本当に住民を裏切った行為なのです。このような

中で進めても、将来的に湧別の住民が町が掲げている安心して安全な住民が暮らしやすいまちづくりなんていうのは私はあり得ないということと、まず、規模的に本当に他町村では20億円前後で庁舎を建てている。うちは、なぜ合併推進債があるから、その分上乘せになってもいいのだというような考えがあるのかどうか知りませんが、私がいつも合併推進債、そんな補助金を当てにしなくたっていいのでないかと。他町村では、なくたって建てているだろうというのは、その範囲内で建てれるから、私はずっとそのことを申し上げてきたので、こういう基本的な大事なことを我々議員、そもそも議員も住民の代表であって、民主主義に反することを平然と行った。そのことが、そういうことが全部これ今の議論の中に不信感を抱いている結果なのです。

私は、そういう意味でこのようなままでの予算の議決については反対いたします。

○議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○全 員 (なし)

○議 長 次に、原案及び修正案、いずれも反対の方の発言を許します。

○全 員 (なし)

○議 長 それでは、討論はこれで終わります。

修正案を採決いたします。

議案第1号 令和5年度湧別町一般会計補正予算に対する修正案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

この修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (15:25)

再 開 宣 告 (15:35)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和5年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 湧別町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。



○議会事務局長 議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

○議長 提案者の説明を求めます。  
総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 教育委員会委員の任命について。

○議長 提案者の説明を求めます。  
町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18、意見書案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

○議長 提案者の説明を求めます。

7番、脇坂君。

(7番趣旨説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年第3回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 ( 1 5 : 5 2 )

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 小形香和

湧別町議会 議員 山本美子